

高山スーパースクールゾーン構想関連予算は計上されず

前号のニュースでお伝えした高山スーパースクールゾーン構想は、その後、平成 25 年度関連予算の計上は見送られ、保護者代表や、学校長、教職員、自治会代表者等で構成される「生駒市小中一貫教育懇話会」（座長：小柳和喜雄奈良教育大学教職大学院教授）を設置し、「小中一貫ありき」ではなく一から是非が話し合われることになりました。賢明な判断だと思います。

第1回懇話会

小柳教授による小中一貫教育において乗り越えなければいけない「壁」の話。これまでの行政側のタウンミーティングや保護者説明会での「いいことづくめ」の説明とは異なり、課題（これについても開校当初の一過性の問題と本質的な問題とをしっかりと区別しなければいけないという話。）についても認識、共有できたのは有益でした。かえすがえす、行政は初めからこういう議論を保護者や地元の方と積み上げていけばよかったのに、と思わざるをえません。しかし、まあ、これからです。

第2回懇話会

保護者代表も PTA でとったアンケート結果を持ち寄って参加され、初回より意見も活発に。第1回ではそれぞれの委員がそれぞれの「立場」での意見に固執しがちでしたが、やや柔軟に。ただ、問題の深さ（教育だけでなく、地域活性化の問題でもある）もわかるにつれて、秋までに答えを出すなんて無理、との声もちらほら。地域の中でも、市全体でも情報量に差がありすぎるとして、再度説明会開催を望む意見があがりました。地元自治会代表の方の「小中一貫が手段ではなく目的になってはいけない。」というご発言には傍聴を含め多くの方が納得されたのではないのでしょうか。



パブリックコメント募集中！

- 生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案)
- 生駒市の市政に係る重要な計画の議決等に関する条例(案)

生駒市議会では上記の2条例案について市民の皆さまからのご意見を募集しています。パブリックコメント案は、生駒市ホームページ「パブリックコメント」、議会事務局窓口、行政サービスコーナーでご覧いただくことができます。市民の皆さんと議会、市政をつなぐ大事な条例です。ご意見をお寄せください。

募集期間：4月18日～5月17日

意見提出先と方法：①郵送 ②ファックス ③生駒市ホームページから送信 ④直接持参（①②④は「議会事務局」宛に）

*用紙は議会事務局、行政サービスコーナーに置いています。様式は決められたものではありませんが、「案件名」、「住所」、「氏名」、「ご意見」は必ずご記入ください。お差支えなければ「電話番号」「電子メールアドレス」もご記入ください。

*説明会を開催します。

パブリックコメントをお寄せいただくにあたって、生駒市議会は条例の内容について説明会を開催します。

日時：4月27日(土) 13時～

場所：市役所 4階大会議室

塩見の議会報告会&塩見との意見交換会

3月定例会・5月臨時会の議案審査過程と結果のほか、予算修正を巡る市長との「場外乱闘」、「根回し?」、役員改選の結果などをご報告。

日時：5月12日(日) 9:45～11:45

場所：南コミュニティセンター 201セミナー室

*議会基本条例で何が変わるの!?

「議会基本条例ができれば市民にとってどんないいことがあるの?」という疑問をお持ちの方は、こちらにもぜひご参加ください。講師の廣瀬克哉先生は全国の自治体議会改革のアドバイザー的存在。他市の事例からみて、条例はどう運用すべきか?興味あるお話をお聞かせいただけるのではないかと期待しています。

議会改革フォーラム

—議会基本条例で何が変わるのか—

主催：政策研究ネットワーク「なら・未来」

日時：5月1日(水) 18時～20時30分

場所：たけまるホール 小ホール

プログラム：

第1部：基調講演「議会基本条例を活かす条件」

講師：廣瀬克哉氏（法政大学法学部政治学科教授）

第2部：パネルディスカッション「議会は地方自治の主役か?」

パネリスト：

廣瀬克哉氏

樋口清士氏（生駒市議会副議長）

天野秀治氏（奈良市議会議会制度検討特別委員会委員長）

荻原文明氏（天理市議会議会改革推進委員会委員長）

コーディネーター：北井 弘氏（「なら・未来」副代表）

申し込み：不要

参加費：無料

お問い合わせ：北井 080-6136-8774

kitai@utopia.ocn.ne.jp



議会と行政にホンモノの緊張関係を！

しおみ
塩見まきこ

市議会ニュースレター



発行責任者：塩見牧子 〒630-0213 生駒市東生駒 1-215-402 TEL:0743-75-3403 FAX:0743-74-8518 e-mail:shiomi753@yahoo.co.jp

平成25年度一般会計予算は修正可決！

～スマートコミュニティ推進奨励金交付事業予算 5,000 万円を削除～

生駒市議会は、3月定例会において市長提案議案 33 議案を審議し、平成 25 年度一般会計予算と水道事業会計予算を修正可決、その他の議案を原案可決し、25日に閉会しました。

*「環境モデル都市」に選考されたいための事業!?

スマートコミュニティ推進奨励金交付事業は、条件に沿った環境配慮設備を備えた一定規模以上の新規住宅街を開発する場合、業者に対して戸数に応じた補助金を交付する事業ですが、市は予算もつかない段階から奨励金交付要綱を制定し(11月12日)、対象住宅開発地と事業者を認定する(11月20日)というとんでもない手法で進めていたことは、前号のニュースレターでお伝えしたとおりです。



生駒市総合公園付近高台から東に
対象住宅開発地(白庭みなみ丘・
青いシートに覆われた住宅群)を臨
む。後方は奈良北高校。



建設が進む現地。手前は北端にあ
る公園。要綱では、公園は対象地
域中心部に設置されなければならない
ことになっているのですが…。

しかも調べたところ、この要綱の内容は、市が「環境モデル都市」（内閣官房地域活性化統合事務局が9月7日から10月19日にかけて公募）に応募するにあたって作成した提案書の中に、すでに「スマートコミュニティ推進特別要綱」という名称で盛り込まれていたことがわかりました。「環境モデル都市」に選考されること自体が目的で、なんのビジョンもなく突貫で設けられた事業、と批判されてもしかたのないものです。（あとのコラム「何がちがう?生駒市と松山市」をお読みください。）

何がちがう?生駒市と松山市 ～思いつき単発事業ではなく全体構想のなかで位置づけを!～

3月15日に新たに7都市が「環境モデル都市」に追加されました。生駒市は、残念ながら選考に漏れましたが、同じスマートコミュニティ構想を掲げて選定された松山市と何がちがうのかを分析しました。生駒市はスマートコミュニティ推進のための要綱を作成しただけであるのに対して、松山市では、まず、対象エリアにおける事業可能性調査を行うことで温室効果ガス削減量の目標値の設定を可能にし、大学や民間企業とともに松山スマートコミュニティマスタープランを策定、進行管理し、またそのプランに基づいて実証実験等を実施し、その結果に基づいて今後の事業展開を検討することになっています。

山下市長は「全体構想がなければ個別対策を認めないというのは理解しがたい」とおっしゃいますが、まだ計画しかない（でも道筋がしっかり示されて厚みがある。）松山市が選考されたことの意味を市は十分にお考えいただきたいと思います。

*補助金交付は公平性と公益性を担保すべき!

スマートコミュニティが持続可能な低炭素型社会の形成に資することや、この事業が「環境都市・生駒」というブランドイメージを持たせるための戦略のひとつであることは理解できます。また、施策の目的が理に適っていて公益性が明確ならば、その誘導策として民間企業に対して補助金を交付することについても反対するものではありません。（※1）

（※1）地方自治法第232条の2には「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とあり、たとえば生駒市では、産業振興や地域雇用拡大につながるとして、市内に事業所を設置する際、企業に補助金を交付する制度もあります。

ただし、その交付認定や認定要件については、自治体の長の自由裁量行為ではなく、客観的にその必要性を判断できるよう定められなければなりません。

しかし、この事業は、担当課の判断で制定・改廃できる「要綱」でそれを定めようとし、しかもその内容は、市長の裁量が大きなものとなっています。

住民自治組織や住民の直接参加の事業に対する補助金とは異なり、民間企業や事業者に補助金を交付する場合は、政策過程に至る透明性、その事業の公益性、必要性、有効性を明確にする意味で、補助金を受ける権利を制限する部分や補助金等を受ける者の義務を課す部分については条例で厳格に規定すべきと考えます。要綱のみで公金を支出することには問題があると考え、塩見は本事業費用 5000 万円分を削除した修正案に賛成しました。